

議案第 7 5 号

狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 0 年条例第 4 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

市街化調整区域 第 4 期事業負担区	1, 0 0 0 円
-----------------------	------------

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市街化調整区域第 4 期事業に要する建設財源の一部に充てるため、単位負担金額を
設定したいので、この案を提出するものである。